平成２８年（フ）第９３８６号
東京都港区赤坂２丁目６－15―405
破産者　橋間麻里恵
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１号
東京都渋谷区広尾１丁目15―16　渋谷橋Ａビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区歌舞伎町１丁目１番15号　東信同和ビル９階
破産者　株式会社ティーエイチシー
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２号
東京都江戸川区北小岩６丁目１－８―201
破産者　羽田　智洋
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３８号
東京都杉並区梅里１丁目21番11号
破産者　株式会社東京ダイバーズ
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３９号
東京都世田谷区砧１丁目10―４―704
破産者　椎名　勝己
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４２号
東京都足立区保塚町13―３、住民票上の住所埼玉県八潮市大字大曽根630―１―203
破産者　本谷　万貴
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４４号
東京都目黒区下目黒４丁目11番22―102号
破産者　有限会社ロコ木下
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４５号
千葉県千葉市中央区仁戸名町548―５　アベニュー仁戸名Ⅱ101号、開始決定時の住所千葉県千葉市稲毛区小中台町300―５　アルス宝Ａ棟202号
破産者　木下　裕幸
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４６号
千葉県千葉市花見川区天戸町1366　ゆう希苑
破産者　木下　惠子
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４９号
東京都文京区本郷５丁目５番18号　太陽本郷ビル302
破産者　株式会社Ｄｒｅａｍ　Ｒｏｏｔ
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５０号
東京都板橋区東坂下２丁目17―５―401
破産者　北島　　翔
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６２号
東京都板橋区熊野町25番地５
破産者　株式会社産包
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６３号
埼玉県志木市上宗岡４丁目22―25
破産者　田畑　常行
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６７号
東京都江戸川区中葛西３―15―５　メゾンドール旭101、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区南葛西２丁目18番11―402号
破産者　株式会社インテリアＯｚ
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６８号
東京都江戸川区中葛西３丁目15―５―101
破産者　大坂　　了
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７６号
神奈川県川崎市多摩区西生田２丁目８番４号
破産者　デザインハウスユキ合同会社
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７７号
神奈川県川崎市多摩区西生田４丁目１番３号
破産者　ネクストインフォメーション合同会社
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７８号
東京都町田市図師町994―５―206
破産者　霜村　幸一（旧姓榎本）
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８０号
東京都葛飾区柴又６丁目２番14号　メゾン・ド・エトランゼ101号、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市前原西１丁目23番５号リニエージ泰和２Ｆ
破産者　翼設計有限会社
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２３号
東京都江東区青海２－７－４―1018、住民票上の住所山梨県甲府市蓬沢１丁目21―31
破産者　細川　雅紀
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９７号
東京都豊島区西池袋５丁目19―16―602
破産者　池田　早希
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部